

産前産後期間の国民健康保険税の減額措置について

1 改正理由

子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援等を目的とし、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年（2023年）法律第31号）による地方税法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額措置を実施するため改正を行ったもの。

2 改正内容

当該年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産した月）の前月から出産予定月（又は出産した月）の翌々月までの4カ月、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月（又は出産した月）の3カ月前から出産予定月（又は出産した月）の翌々月までの6カ月分を減額するもの。

なお、令和5年度（2023年度）においては、産前産後期間のうち令和6年（2024年）1月以降の期間の保険税を減額するもの。

3 施行期日

令和6年（2024年）1月1日

産前産後期間分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

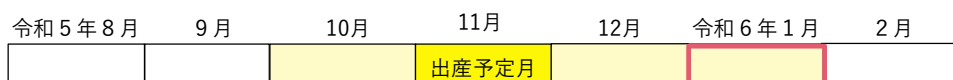
国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの4ヵ月分が減額されます。



※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの6ヶ月分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

必要な書類

- ① 届書（窓口にて記入）
- ② 母子健康手帳など（出産予定日（出産日）等が確認できる書類）
- ③ 本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
※代理人が届出を行う場合は委任状とその方の本人確認ができる書類

届出先

東海市役所 国保課 TEL 052-603-2211（代表）
0562-33-1111（代表）

